

マイナポイント制度が始まります

【マイナポイント】 企画財政課 ☎(235)4634

【マイナンバーカード作成・マイナンバー通知カード】 窓口サービス課 ☎(235)4869

「マイナポイント制度」は、キャッシュレス決済サービス利用でポイントが付与される国の制度です。

【対応キャッシュレス決済サービス一覧】(2月19日現在) FamiPay /メルペイ/ほろかマネーサービス/Suica/au PAY/d払い/電子マネーゆめか/J-Coin Pay/CoGCa(コジカ)/りそなウォレットサービス/PayPay/nanaco/LINE Pay/WAON/楽天ペイ(アプリ決済)/Bibica/くまモンのICカード/楽天Edy/ナギフトマネー/FKDハイカード電子マネーサービス/オレポポイントカード

利用金額の25%をポイント還元

キャッシュレスで買い物またはチャージをすると利用金額の25%のマイナポイントが付与されます。上限は1人5,000円分です。

例えば

キャッシュレスで
2万円の
買い物をすると…



マイナポイント
5,000円分が
もらえる



マイナポイント
ホームページ

マイナポイント事業 検索

マイナポイント利用までの3ステップ

すでにマイナンバーカードをお持ちの方は、ステップ2から。マイナンバーカードの4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書の暗証番号)が必要です。

ステップ

1

「マイナンバーカード」を作成

郵送・スマートフォン・パソコン・市役所1階特設窓口で申請します。

ステップ

2

マイナポイントの予約
(マイキーIDの設定)

マイナポイントアプリからマイナンバーカードを読み取り、マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力すると「マイキーID」が自動で設定されます。予約方法の詳細は、「マイナポイントの予約方法ページ」をご覧ください。操作方法などでお困りの方は、市役所1階特設窓口のサポートをご利用ください。



マイナポイントの
予約方法ページ



ステップ

3

マイナポイントの申し込み
(令和2年7月から予定)

ステップ2で取得した「マイキーID」で、マイナポイント利用の申し込みをします。利用するキャッシュレス決済サービス(上記一覽参照)を選択し登録します。登録後の変更はできません。

キャッシュレス決済で買い物
マイナポイントが付与
(令和2年9月～令和3年3月)



※買い物にマイナンバー
カードは不要です

ポイントは登録した決済方法で利用した金額に応じて付与され、買い物に利用できます。必ず登録したキャッシュレス決済サービスを利用してください。マイナンバーカードは必要ありません。

市役所で手続きをサポート

専用職員が次の手続きをサポートします。予約不要。混雑状況により待ち時間が発生する場合があります。

時 平日9時～16時(12時～13時除く)

場 市役所1階特設窓口



◆マイナンバーカードの申請 顔写真の撮影や、オンライン申請を補助します。持ち物は窓口サービス課へお問い合わせください。

◆マイナポイントの予約 「機器を持っていない」「アプリで設定できない」などで予約ができない方をサポートします。マイナンバーカードを持参してください。詳細は、企画財政課へお問い合わせください。

5月下旬に廃止 マイナンバー通知カード

マイナンバーをお知らせする紙製の「マイナンバー通知カード」が5月下旬に廃止されます。マイナンバーの証明書類としては引き続き使用できますが、再発行や記載事項の変更手続きができなくなります。変更事項がある場合は、早めに窓口サービス課で手続きをしてください。

